



各務原市子どもの読書活動推進計画

(第2次)



平成29年3月
各務原市



目 次

はじめに	… 2
第1章 第2次計画の策定にあたって	… 3
1 第1次計画の策定と実施	… 3
2 第1次計画における取組みの成果	… 4
3 第2次計画策定の背景	… 4
4 第2次計画の位置づけ	… 6
5 計画期間	… 6
6 計画の対象	… 6
第2章 第2次計画における基本方針等	… 8
1 基本方針	… 8
2 計画の達成指標	… 9
第3章 子どもの読書活動推進のための取り組み	…10
1 家庭における子どもの読書活動の推進	…10
2 地域における子どもの読書活動の推進	…13
3 学校等における子どもの読書活動の推進	…20
〔資料1〕「子どもの頃の読書は豊かな人生への第一歩」	…26
〔資料2〕子どもの読書活動の推進に関する法律	…28
(平成13年法律第154号)	





はじめに

読書は子どもたちが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。近年、パソコンや携帯電話、スマートフォンなど様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには、幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの読書離れが指摘されています。

各務原市では、平成27年に「各務原市総合計画」「第2期各務原市教育ビジョン」を策定し、市民に幅広く学びの機会が提供され市民が心豊かな生活を送ることができるよう、環境づくりをすすめています。またこれらの計画を基に「第2次子どもの読書活動推進計画」を策定し、第1次計画の基本方針を継承するとともに、さらなる取り組みの充実を目指して、引き続き子どもたちの読書活動を推進します。

平成29年3月 各務原市





第1章 第2次計画の策定にあたって

1 第1次計画の策定と実施

平成13年12月に、国は「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定・公布し、平成14年8月にこの法律に基づき、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進すること」を理念として、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、施策の方向性を示しました。

本市においても、「子ども読書活動の推進に関する法律」第9条に基づき、平成21年4月に「各務原市子どもの読書活動推進計画」(第1次計画)を策定し、この計画に沿った取組みを行ってまいりました。





2 第1次計画における取組みの成果

第1次計画では、家庭、地域、学校、図書館などでそれぞれが担う役割を再認識しながら子どもの読書活動を推進してきました。（平成21年度は計画策定時）

○市立図書館の児童書の蔵書冊数と貸出冊数

	平成21年度	平成25年度
蔵書冊数	125,553冊	138,864冊
貸出冊数	312,758冊	333,206冊

○市立図書館の18歳以下の子どもの登録者数と貸出冊数

	平成21年度	平成25年度
登録者数	14,147人	14,396人
貸出冊数	219,942冊	223,378冊

3 第2次計画策定の背景

(1) 国の動向

社会情勢や子どもを取り巻く環境が変化し子どもの活字離れが進む中、国は平成20年3月に第二次基本計画、平成25年5月には第三次基本計画を策定しました。





平成 20 年 6 月に「図書館法」、平成 24 年 12 月に「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」、平成 26 年 6 月には「学校図書館法」が改正され、子どもの読書活動に関連する法整備も進められました。

(2) 岐阜県の動向

県においても、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第三次)」に基づき、平成 27 年に「岐阜県子どもの読書活動推進計画(第三次)」を策定しました。

この計画は、県の第二次計画及び平成 26 年に策定された「岐阜県教育ビジョン(第二次)」を踏まえ、「生涯にわたって読書を楽しみ、読書から学ぶ力を身に付ける子どもを目指した、豊かな心を育む読書活動の推進」を目標とし、①本との出会いの提供、②楽しみながら進める読書の習慣化、③本から学ぶ力の育成、④読書から生まれた自分の考えを表現する機会の提供、⑤特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進を目指しています。





4 第2次計画の位置づけ

本計画は、平成 27 年に各務原市が策定した「各務原市総合計画」における教育分野の基本目標及び、総合計画に基づき策定された「各務原市教育ビジョン」において目指す、「笑顔があふれる元気なまちへ～心豊かで文化を育む人づくり～」を具現化するために今後推進すべき取り組みを明らかにするものです。

5 計画期間

当面の計画期間を平成 29 年度(2017 年)から平成 33 年度(2021 年)までの5年間として読書環境の整備に努めます。また、この計画終了後は必要に応じて新計画の策定を検討します。

6 計画の対象

本計画の対象は概ね 18 歳までの子どもとしますが、取り組みの主体は大人を含むすべての市民です。





「各務原市教育ビジョン(第2期)」

【基本理念】

笑顔があふれる元気なまちへ
～心豊かで文化を育む人づくり～

【基本方針Ⅱ】

文化的で潤いのある市民生活を支える学びの機会を充実
します

【基本目標③ 学びの機会の充実】

市民の生きがいづくりや学びを活かした地域コミュニティ
づくりのきっかけとなる、生涯学習社会の構築と充実が求め
られています。

生涯学習では、「市民が心豊かな生活を送ることができる」
ことを目指して、市民自らが意欲的に学ぶことができる機
会の充実や、学んだ成果を社会で発揮できる環境づくりを推
進します。また学習の礎となる「本」に親しむための環境づく
りを推進します。





第2章 第2次計画における基本方針等

1 基本方針

第1次計画の基本方針を継承し、以下の事を基本的な柱として子どもの読書活動を進める取り組みに努めていきます。

～子どもの輝く未来を開く本との出会い～

- ・すべての子どもが読書を楽しむ読書活動の推進
- ・家庭・地域・学校が相互に連携・協力した取り組み
- ・子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備
- ・子どもの読書活動への理解と関心を高めるための啓発





2 計画の達成指標

市立図書館では、「子どもの輝く未来を開く本との出会い」の理念達成に向け、以下の事項を目標とします。

○児童書の蔵書冊数と貸出冊数

	平成 27 年度	平成 33 年度
蔵書冊数	143,663 冊	152,000 冊
貸出冊数	405,459 冊	412,000 冊

○18 歳以下の子どもの登録者数と貸出冊数

	平成 27 年度	平成 33 年度
登録者数	14,791 人	14,900 人
貸出冊数	245,882 冊	250,000 冊





第3章 子どもの読書活動推進のための取り組み

1 家庭における子どもの読書活動の推進

現状と課題

家庭においては、核家族化やライフスタイルの変化などにより、親子で本に親しむ機会が少なくなっています。乳幼児への読み聞かせは、子どもの感性を磨き、言語力や表現力を養うきっかけとなります。子どもの成長に合わせて本と出会えるよう配慮していくことが望まれます。

目指す姿

- 子どもが家庭で家族と一緒に読書に親しんでいます。
- 身近に本がある環境が整い、本を通じて親子が触れ合う機会がつけられています。

施策の方向と取り組み

<乳児期(0歳～2歳)>

◇子どもの興味と関心を尊重した読書の機会づくり

- ①ふれあい絵本デビュー(ブックスタート)事業、膝上抱っこ





による読み聞かせ(読み語り)の実施

- ②子どもの興味・関心や発達に合わせた絵本選び
 - ・市立図書館のレファレンスサービス(読書相談)や、子ども館での子育て相談の利用
- ③子どもが絵本の楽しさや喜びを知る読み聞かせの実施
 - ・図書館や子ども館などで開催する読み聞かせや講座等への参加

<幼児期(3歳~5歳)>

◇子どもが読書に親しむ機会づくりと場の提供

- ①読み聞かせを楽しみ、子どもとともに読書のよろこびを味わう家庭づくり
- ②子どもが寝る前の読み聞かせ「今夜のお話なあに?」「この本読んで!」の実施による温もりのある家庭づくり
 - ・祖父母や親による昔話や民話などの語り聞かせ、読み聞かせの実施
- ③読書に関する講座や学級、図書館や子ども館の読み聞かせへの参加
- ④家族での図書館活用と書店利用の習慣化





<小学生・中学生・高校生>

◇子どもが読書の良さを知り、進んで読書する習慣づくり

①明るい家庭づくりの一環としての読み聞かせの実施

- ・子どもの発達に合わせた本を選んで読む
- ・読み聞かせの読み手を子どもと替りあって読む

②市立図書館の新书推荐やホームページ、展示などによる
子どもの本の情報入手と活用

③市立図書館で開催される講座・教室への参加

- ・おもしろい作文教室、楽しい童話教室、読書感想文教室など





2 地域における子どもの読書活動の推進

現状と課題

現在は地域のつながりが希薄となっていますが、子どもたちは、地域の他の大人たちとふれあう中でも新たな発見や出会いを体験します。地域には市立図書館や子ども館など本と自由にふれあうことができる場所や機会が多くあり、ボランティア支援による読み聞かせなど地域での活動が継続・充実していくことで、子どもたちの読書環境を整えることができます。

今後、保護者への働きかけや学校・地域との連携協力による取り組みを通して、子どもの読書活動の推進に努めていくことや、地域のつながりの中で子どもが読書に親しむ環境づくりを進めていく必要があります。

市立図書館は、子どもが幅広いジャンルの本と出会い、気軽に本に親しむことができるよう、市内4館で年間を通して読み聞かせや講座・教室、イベントを開催しています。地域の文化の拠点として、子どもが本と出会い、読書を楽しめるよう環境整備し、子どもにとって魅力ある蔵書の充実を図り、子どもと本をつなぐ役割を果たすことが重要です。また、保護者への働きかけや学校・地域との連携協力による取り組みを通して、子どもの読書活動の推進に努める必要があります。





さらに、図書館の利用に障がいのある子どもや、在住外国人の子どもたちにも読書に親しめる環境づくりが求められています。

目指す姿

- 家庭・地域・学校等が互いに連携を図り、子どもが身近な場所で本と出会える地域づくりが行われています。
- 図書館が地域の文化的な拠点となり、子どもの読書活動を支える場として環境の充実が図られています。

施策の方向と取組み

(1)市立図書館における取組

市立図書館は、本と人、人と人との出会いの場、安らぎや学習の場として、多くの市民に利用していただくため、親しみやすい図書館づくりをめざし、利用者ニーズに合った資料の収集を通して、市民の文化力向上の一端を担っています。

子どもが読みたいと思う本を、できるだけ多く各館に備えるように努め、ホームページや展示コーナーでおすすめの本を紹介しています。子どもたちの興味・関心・学習意欲に応え、大切な本と出合えるようレファレンス(読書相談)も行っています。子どもたちの笑顔に出会い、「図書館は楽しい。また、来た





い」といった明るい声が聞けるよう、書架の整理や展示を工夫するなど様々な視点から取り組んでいます。

また、ボランティアの協力により、各館や小学校での読み聞かせを実施するほか、夏休みの読書感想文教室やおたのしみ会などを通じて、子どもの読書推進事業を行っています。

◇子どもが幅広いジャンルの本と出合える図書館づくり

- ①子どもが読みたい本、子どもに読んでもらいたい本を考えた蔵書の充実
- ②「美しい心育て・人づくり」教育の一環としての各コーナーの充実
 - ・赤ちゃん絵本、ロングセラー絵本、知識絵本、昔話絵本、小中学校教科書など
- ③親子で利用しやすい児童コーナー、おはなしのへやづくり
- ④調べ学習を支援するレファレンスサービス(読書相談)の充実
- ⑤幼稚園、保育所、小・中学校などへの団体貸出の推進
- ⑥本をテーマにしたイベントの開催

◇子どもが読書を楽しめる機会づくり

- ①各館での読み聞かせやおたのしみ会など親子で本を楽





しむ機会の充実

- ②子どもを対象とした講座や教室の充実
 - ③保育所・幼稚園、子ども館、イベント等への出前図書館の実施
 - ④読書意欲を高める読書通帳の発行
- ◇障がいのある子どもへの読書活動の支援
- ①録音図書、点字図書、紙芝居等の利用促進
 - ②養護学校への出前図書館の実施
- ◇日本語以外の資料を必要とする子どもへの支援
- ①外国語の絵本や児童書、英文多読図書の充実と紹介
 - ②外国語版の利用案内等の作成

(2) 子ども館における取組み

「親子の絆づくり」「もっと楽しい子育て」「子どもが自分で育つ」を目標に、様々な子育て支援をしている施設です。

気軽に利用できる自由な交流の場として、各館には絵本が常備してあります。絵本の読み聞かせも実施し、親子が楽しく本とふれあう機会を提供しています。また、各子ども館では絵本の貸出も行っています。





◇絵本を通じた親子のふれあいづくり

- ①絵本を通じた親子のふれあいを深めることで、子どもが親の愛を感じながら心身ともに健やかに育つ場の提供
- ②「みんなであそぼ」や地域のボランティアによる読み聞かせの中で、親が子どもに読み聞かせをする「親子絵本タイム」を設けています。

(3)保健相談センターにおける取組み

4か月児健康診査時に、ふれあい絵本デビュー事業を実施し、子どもの興味と関心を尊重した読書のきっかけづくりにつないでいます。

また、子育て支援事業の一環として、2歳児歯科教室の中で読み聞かせや赤ちゃん絵本の紹介、市立図書館の利用案内をしています。家庭での読み聞かせが増え、市立図書館の利用にもつながるよう、各機関との連携、協力がより必要となっています。

◇健康診査等の機会を捉えた保護者への子どもの読書推進活動

- ①読み聞かせの実施
- ②絵本についてのリーフレット配布





- ③乳幼児期における絵本の大切さ、読み聞かせの必要性、絵本の楽しみ方などの啓発
- ④市立図書館のPRと新規登録の促進

(4)市立図書館・学校・ボランティアとの連携

市立図書館と学校・学校図書館とは、共通認識による図書館運営や総合的な学習の時間などとの関連もあり連携に努めています。中央図書館では、図書の修理・装備・返却・整理・読み聞かせなどに、多くのボランティアの支援があります。

中央図書館とボランティアとの協力関係のもと、小学校に向いての読み聞かせは児童や教師に好評です。また、小・中学校の中には、学校図書館での図書整理や読み聞かせに、ボランティアの支援を得ている学校もあります。

子どもが読書に親しむためには、身近で気軽に読書ができる環境が必要です。そのため、家庭・学校・地域が連携した取り組みをすることで、大人が相互に理解や関心を深め合い、子どもの読書活動を推進することが重要になります。

今後は、すべての学校においてボランティアとの協働を図り、子どもの読書活動推進の輪がさらに広がるよう、市立図書館と学校の連携がより一層求められます。





◇ボランティア・市民団体等の活動の支援と連携

- ①図書館、幼稚園、保育所、子ども館、学校などにおける、
子どもの読書に関わるボランティア活動の連絡・調整
- ②読み聞かせボランティア団体「わくわくブックランド」の活動
支援
 - ・学校での読み聞かせ活動の充実
 - ・学校での読み聞かせボランティア募集
- ③子育てサークル等への出前講座による子どもの読書活動
の推進
- ④ボランティア研修などによるボランティアの増加と活用の
場の拡大

◇子どもの読書活動推進のための連携

- ①図書館見学やインターンシップ、体験学習などの積極的な
受け入れ
- ②市立図書館の団体貸出制度の推進
- ③学校などでの読み聞かせ、ブックトークの実施





3 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 幼稚園・保育所における取組み

現状と課題

各幼稚園、保育所では、日常生活の中で活発に読み聞かせを行っています。その中には、子どもたちの感動を聞き取り、読書に楽しみや喜びをより深める読みかたりや手作り絵本、感想画、劇など本に親しむ多様な活動も実施されています。

それぞれの園で子どもたちが本と出会えるよう工夫されていますが、年齢に応じた絵本等の整備と、思わず手に取りたくなるような絵本コーナーの設置や図書展示などが望まれています。

また、乳幼児の心に温かく残る読み聞かせ技術の向上、保護者に対する読書活動の呼びかけなども期待されています。

目指す姿

○絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わいます。





施策の方向と取組

◇乳幼児が絵本や物語などに親しみをもつ読書活動の推進

①幼児が読書に親しむための読書活動の工夫

・手づくり絵本、感想画、想像画、工作、劇など

②読み聞かせ、読みかたり等についての学習会の実施

◇乳幼児の読書活動の意義や重要性についての保護者への啓発と職員研修

①乳幼児の読書活動のための講演会、講座などの開催

②リーフレット、掲示物、園だよりなどによる啓発

◇乳幼児が絵本や物語を楽しむことができる環境の整備充実

①図書室や図書コーナーの整備と適切な管理、図書展示の工夫

・絵本を通じて、子どもたちがふれあえる場の工夫

②子どもの成長段階に応じた図書の選択と貸出の促進

③市立図書館の団体貸出の積極的な活用(絵本・紙芝居など)





(2) 学校における取組み

現状と課題

現在、学校では子どもの読書活動推進に向けて、一斉読書や読み聞かせ、ブックトーク、必読図書・推薦図書の設定、親子読書、読書郵便、読書感想文、調べ学習など、自発的な読書を促すさまざまな取り組みが展開されています。

一斉読書活動は、全小中学校で週1回以上実施されており、読み聞かせはボランティアを活用している学校も多くあります。読書カードや読書記録、読書ノートを活用した細やかな読書指導も行われるなど、生涯身に付く読書習慣と、言語力の育成をめざして、読書の幅を広げる読書活動の工夫が進められています。

読書をする時間が少なくなる中学生、高校生に向けての効果的な読書指導の方法、活動プログラム等の開発と学校図書館の機能・役割について、職員共通理解に立つ子どもの読書推進活動がより一層求められます。

目指す姿

- 学校での授業や活動において本が積極的に活用され、効果的な読書指導が行われています。
- 学校図書館の図書資料や機能役割が充実しています。





施策の方向と取組

◇学校教育の全体構想における読書教育の位置づけと具体的な取り組みの確立

- ①読書教育目標の明確化と具体的な取り組みの工夫
- ②読書活動の意義や学校図書館の機能と役割についての共通理解
- ③教育課程の展開や、広く子どもの暮らしを豊かにする読書活動の工夫

◇楽しみながら読書ができる読書活動の工夫

- ①必読図書、推薦図書の設定と、子どもたちが多くの本にふれる機会の提供
 - ・教室や学年の廊下に教科書関連の本を設置
- ②読書カード・読書記録・読書ノートなどの活用
 - ・一人一人の興味と関心に応じた指導
- ③校内放送等を利用した本の読み聞かせや朗読の実施
- ④子ども同士の本の紹介活動や、先生おすすめ本の紹介

◇読書の幅を広げるための多様な読書活動の開発

- ①すべての教育活動における読書活動の推進
 - ・教科指導において、学校図書を活用する工夫
- ②言語力の育成のための記録、説明、批評、論述、討論など、意図的な図書の整理と読書活動の充実





◇学校図書館の整備と図書資料の充実

①子どもの「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」 としての機能の発揮

- ・自由に好きな本を選び、静かに読むことのできる場の提供
- ・様々な本を紹介し、読書の楽しみを伝える「思わず本を読みたくなる図書館」
- ・蔵書の充実、探しやすい図書配列
- ・閲覧や読み聞かせ、学習や資料準備など目的に応じたスペースの整理整頓や拡大
- ・新聞や雑誌など多様な資料や、最新の情報が提供できる環境の整備(インターネットを活用した情報収集をするためのパソコン設置の充実)

②子どもの自発的、主体的な学習活動の支援

- ・情報の収集、選択、活用能力の育成(教育課程の展開に寄与)

◇学校図書館の情報化の推進

①学校図書館のデータベース化

②岐阜県学校間総合ネットワークの活用

◇家庭や地域と連携した子どもの読書活動の推進

①PTA との連携による読書活動





- ②ボランティアの協力・支援による読書活動
- ③学校と家庭や地域が連携した子どもの読書活動推進のための事例交流
- ④市立図書館の団体貸出や県図書館のセット文庫貸出制度の積極的な利用





【参考】

資料1 「子どもの頃の読書は豊かな人生への第一歩」

国立青少年教育振興機構では、「子どもの読書活動と人材育成に関する調査研究会」を設置し、大人の読書活動の実態や現在の意識・能力、さらには、子ども(特に中高校生)の読書活動の実態や現在の意識・能力を把握し、子どもの読書活動の推進に資する資料を収集することを目的とした調査を実施しました。

子どもの頃(就学前から中学時代)に読書活動が多かった大人や、これまでに「好きな本」や「忘れられない本」があると回答した大人は、1か月に読む本の冊数が多い傾向があるとともに、子どもに読み聞かせをするなど、読書活動を通じた子どもとの関わりが多いこともわかりました。

また、大人と同様に、子どもの頃(就学前から中学時代)の読書活動が多い中学生や高校生ほど、現在の「意識・能力」が高いことがわかりました。例えば、小学校に入学する前や低学年に読書活動が多かった中学生や高校生は、人を思いやる気持ちや社会のルールを守る意識などの能力が高い傾向があります。





子どもの頃に読書活動と体験活動の両方とも多く経験した大人ほど、大人になってからの「意識・能力」が高いことがわかりました。読書活動も体験活動も両方行うことが大切です。

参考：子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する
調査研究報告書

（平成25年2月、国立青少年教育振興機構）





資料 2 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年法律第 154 号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に





策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推





進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。





い。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきで





ある。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもへの健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日等の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。





各務原市子どもの読書活動推進計画(第2次)

平成29年 3月

編集・発行 各務原市教育委員会
各務原市立中央図書館

〒504-0911

岐阜県各務原市那加門前町3丁目1番地3

TEL:058-383-1122 FAX:058-371-1145

